

社会福祉法人日本点字図書館役員及び評議員の報酬規程

1 役員（理事、監事）の報酬

役員報酬を次のとおり支給する。

- (1) 常勤役員（週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者）
 - ・別表の年俸と通勤手当を支給する。
 - ・退職金については社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当金を支給する。
- (2) 非常勤役員（常勤以外の者）
 - ・当該会議に出席した場合、日額7,000円、交通費3,000円を支給する。
 - ・退職金は支給しない。

2 評議員の報酬

- ・評議員の報酬は、当該会議に出席した場合、日額7,000円、交通費3,000円を支給する。
- ・退職金は支給しない。

3 報酬等の支給方法

- (1) 常勤役員に対する報酬の支給は、年俸の12分の1を毎月25日（ただし休日または土曜日に当る場合はその前日とする。）に支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は当該会議に出席した都度、支給する。

4 施行日

この規程は、2022年4月1日から改定施行する。

別表

役職名	報酬の額
理事長	年俸4,800,000円
常務理事（施設担当）	年俸8,400,000円
常務理事（法人本部担当）	年俸4,800,000円